

海洋の安全保障

【概要】

我が国周辺海域を取り巻く情勢はより一層厳しさを増しており、海洋に関する国益は「**外国漁船による違法操業**」や、「**尖閣諸島をめぐる情勢**」等により、これまでになく深刻な脅威・リスクにさらされています。また、貿易立国である日本にとって、「**海上物流の安定の確保**」は重要な課題です。

【外国漁船による違法操業】

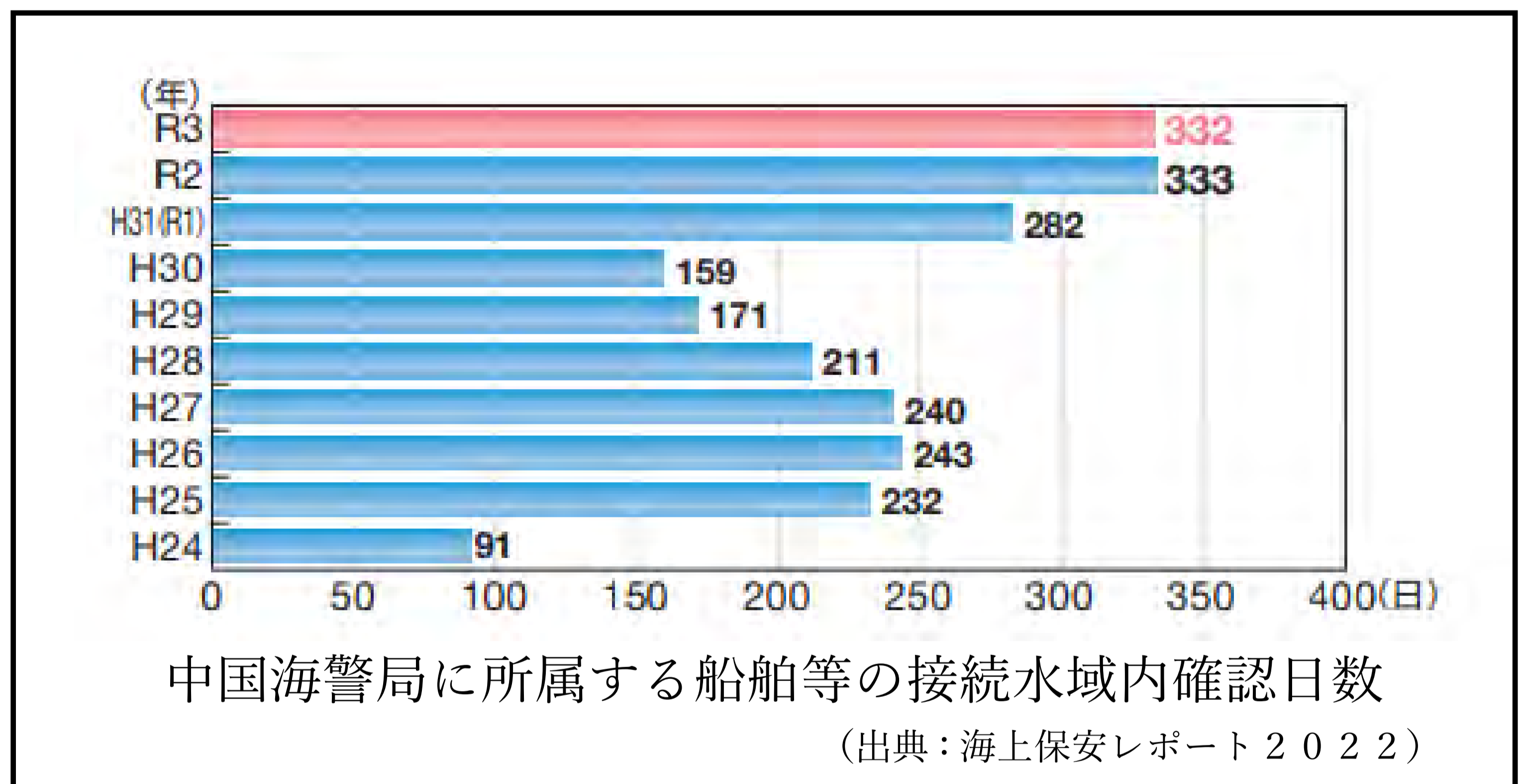
我が国周辺海域の豊富な水産資源を狙い、違法操業を行う外国漁船は後を絶ちません。海上保安体制を強化するため、海上保安庁は、令和3年度には、ヘリコプター搭載型巡視船1隻、中型ジェット機1機、中型ヘリコプター1機を就役させました。また、悪質・巧妙化する事案に対処するため、関係都道府県、水産庁、海上保安庁、警察が連携して、合同取締まりを含む機動的な監視・取締まりを実施しています。



海上保安庁と水産庁との合同訓練(大和堆周辺海域)

【尖閣諸島をめぐる情勢】

尖閣諸島周辺の接続水域においては、ほぼ毎日、中国海警局の所属する船舶による活動が確認されており、令和2年においては、過去最高を記録しました。尖閣諸島は歴史的にも国際法上も明らかに我が国固有の領土であり、このような一方的な現状変更の試みに対して、わが国が譲歩することはあり得ません。海上保安庁・海上自衛隊等の関係省庁と連携をし、警戒監視・情報収集に努めるとともに、毅然と対応してまいります。



【海上物流の安定の確保】

日本は、輸出入のほとんどを海上輸送に依存しています。海上物流を安定的に確保していくためには、シーレーンの継続的な維持が必要不可欠です。このため、南シナ海が航行困難となった場合の代替シーレーンの確保も含めた、シーレーン沿岸国との安定した関係の構築や、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現にむけた国際協力を強力に推進していく必要があります。



令和3年度インド太平洋方面派遣(IPD21)における多国間共同訓練の様子(提供：防衛省)